

判例のさがし方（基礎編）

日本の判例を引用文献からしらべてみよう

法律を学習していると、本や雑誌で引用されている判例を読む必要が出てきますが、きちんと判例にたどり着いているでしょうか。判例引用の方法にはある一定の決まりがあるので、それさえマスターすれば、日常の学習で必要となる判例に、自力でたどり着くことができるようになります。

1 判決引用の形式（「法律文献等の出典の表示方法」より）

<一般的な判例引用例>

最大判平成9年4月2日 民集51巻4号1673頁

最大判平成9・4・2 民集51・4・1673

最(大)判平成9・4・2 民集51・4・1673

最判平成9年4月2日 民集51巻4号1673頁

上の引用例は、全て同じ判決を指しています。

最大判平成9年4月2日 民集51巻4号1673頁

裁判所名：裁判が行われた裁判所名の略記。原則として最高裁の大法廷については「最大」、小法廷については「最」のみで表示します(小法廷を表記する場合は最 小判と表示)。

下級裁判所は所在地のフルネーム + 裁判所の審級（地方裁判所、高等裁判所など）で表示します。

戦前の大審院は「大」（連合部判決は「大連」）と表示します。

例：最3小判 最高裁判所 第3小法廷 判決

大阪高判 大阪 高等裁判所 判決

大判 大審院 判決

裁判の種類：裁判の種類には「判決」、「決定」、「命令」があり、それぞれ「判」、「決」、「命」と表示されます。

例：東京地決 東京地方裁判所決定

裁判年月日：判決・命令・決定が言い渡された年月日が表示されます。

「年月日」のかわりに「・」（ナカグロ）で年月日を区切って表示することもあります。

出典：その判例が掲載されている判例集や雑誌と、その初出の頁を表示します。判例集や雑誌の名称は、ほとんどが略称で表示されています。頁数は通しのページ数で表記します。

以上の原則に従えば、<例>でとりあげた判例は

**最高裁判所の大法廷で、平成9年4月2日に言い渡された判決、
『最高裁判所民事判例集』の51巻4号の1673ページに掲載されている**

ということがわかります。

2 主要な判例集

判例集には『最高裁判所刑事判例集』などの公式判例集、『判例時報』、『判例タイムス』などの民間出版社が刊行する総合分野の判例集、『金融・商事判例』や『交通事故民事裁判例集』などの専門分野に関する判例集に大別されます。判例集名称の後ろのカッコ内は、各判例集の略称を表します。

公式判例集（現在も刊行されているもの）

1. 『最高裁判所刑事判例集』（刑集）、『最高裁判所民事判例集』（民集）
最高裁判所判例委員会が選定した重要判例を掲載しています。刑集と民集がソフトカバーの合冊状態で、『最高裁判所判例集』のタイトルで刊行されていますが、図書館などでは製本時に分割して、刑集と民集として保存しています。探すときに注意が必要です。
2. 『高等裁判所刑事判例集』（高刑集）、『高等裁判所民事判例集』（高民集）
各高等裁判所の判例委員会が選定した重要判例を掲載しています。

最高裁判所（<http://www.courts.go.jp>）の裁判例サイトでは、刑集、民集、高刑集、民刑集のほか、すでに終刊となった下記の公式判例集（ただし昭和44年から終刊まで）の検索と閲覧ができます。（一部の個人名などが省略、または記号に置き換えられています。）

『行政事件判例集』（行裁例集）、『労働関係民事裁判例集』（労民集）

『知的財産権関係民事・行政裁判例集』（知的裁集）

（昭和44年～平成2年までは『無体財産権関係民事・行政裁判例集』（無体例集））

また「最近の主な最高裁判所の判例」の検索と閲覧、平成14年3月以降「各地の下級裁判所のウェブサイト」の「主要判決速報」のコーナーに掲載して紹介されていた裁判例の検索ができます。

民間出版社が刊行する総合分野の判例集

- 『判例時報』（判時）（月3回刊）
 - 『判例タイムス』（判タ）（月2回刊）
- 両者とも引用例が多い、非常に重要な判例雑誌です。判決文全文を掲載するほか、判示事項や判決要旨などを掲載しています。また全裁判所の全分野の判決から選ばれて収録されているので、過去の下級審判決も掲載されています。
- 月 日号も表示されていますが、引用では通し号数（ 号）を使用しているので、注意が必要です。

専門分野に関する判例集

専門性の強い判例（判決例）は、公式判例集や総合的な判例雑誌ではなく、専門分野別の判例集に掲載されていることもあります。たとえば『金融・商事判例』（金判）、『交通事故民事裁判例集』（交民）、『労働判例』（労判）などがあります。

・「法律文献等の出典の表示方法」（法律編集者懇話会編）

法律文献を引用する標準的な方法を「法律文献等の出典の表示方法」という名称で、「法律編集者懇話会」が作成・公表しています。判例引用の方法についても一節を設けて解説しているほか、判例集の略称一覧（「判例集・判例評釈書誌の略称」）が掲載されています。

神戸大学大学院法学研究科（<http://www.law.kobe-u.ac.jp/>）の研究学習資源のサイトに、「文献資料検索・探索・引用法」として掲載されています。

本稿作成にあたり、多いに参考にさせていただきました。

・参考となる文献～より深く探ることができるように～

多くの参考となる文献がありますが、本稿の作成に際して参考としたものを紹介します。

- ・いしかわまりこ・村井のり子・藤井康子著『リーガル・リサーチ』第2版（日本評論社、2005.12）
- ・西野喜一著『法律文献学入門』（成文堂、2002.9）